

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	3-2-4	事業名	ごみ埋立地搬入指導強化事業
担当	環境局環境事業部処理場管理事務所 吉田 644-5231		
全体計画（当初）			
事業内容	<p>【目的】 ごみ埋立地に搬入ごみ監視要員（「ごみGメン」）を配置し、自己搬入ごみの内容の確認体制を強化するなど、受入基準外のごみの排除を徹底し、埋立地の延命化を図る。</p> <p>【場所】 山本処理場 山口処理場</p> <p>【量・規模等】 自己搬入ごみの受入れを行っている計量所及び場内投棄場所に、直営職員と委託職員で構成する監視要員（「ごみGメン」）を配置し、自己搬入ごみのすべてについて、計量所での聞き取り、投棄場所で個別指導等を実施する。受入基準に適合しないごみは持ち帰り指導を徹底し、事業者の意識改革を図る。</p>	<p style="text-align: center;">＜年度別の事業内容＞</p> <p>16年度 搬入指導強化事業開始 山本処理場（山本東地区、山本北地区） 山口処理場</p> <p>17年度 継続実施</p> <p>18年度 継続実施</p>	
	事業内容（量・場所・規模等）	<p style="text-align: center;">平成16年度事業内容（決算）</p> <p>当該事業により、ごみ埋立地に搬入される自己搬入ごみ量は従来の約半分に減量化されたことを受け、平成16年11月から受入時間を1時間短縮し、実施体制の効率化を図った。</p> <p>【実施場所】 ・山本処理場山本東地区 ・山本処理場山本北地区 ・山口処理場（第三山口）</p> <p>【実施方法】 ・直営職員の配置：合計12名（山本7名、山口5名） ・委託職員の配置（計量徴収等業務に含む）</p>	<p style="text-align: center;">平成17年度事業内容（決算）</p> <p>自己搬入ごみ量の減量化を受け、山本処理場については山本北地区の自己搬入ごみ受入れを廃止して山本東地区に集約し、搬入指導の強化及び効率化を図った。</p> <p>【実施場所】 ・山本処理場山本東地区 ・山口処理場（第三山口）</p> <p>【実施方法】 ・直営職員の配置：合計12名（山本7名、山口5名） ・委託職員の配置（計量徴収等業務に含む）</p>
事業内容（量・場所・規模等）	<p style="text-align: center;">平成18年度事業内容（決算）</p> <p>平成18年度についても、基本的に17年度と同様に当該事業を継続し、受入基準の厳正適用による自己搬入ごみ受入量の最小化を図った。なお、ごみ受入量の減少を踏まえ、山本処理場については直営の搬入指導要員を1名を減じた体制で実施した。</p> <p>【実施場所】 ・山本処理場山本東地区 ・山口処理場（第三山口）</p> <p>【実施方法】 ・直営職員の配置：合計11名（山本6名、山口5名） ・委託職員の配置（計量徴収等業務に含む）</p>	<p style="text-align: center;">評価（成果）</p> <p>当該事業の実施により、自己搬入ごみの受入量は従来の約半分に減少し、継続的に実施することで効果が持続しており搬入事業者へ周知徹底された。自己搬入ごみの減量により、受入品目の縮小のほか、受入れ間口の縮小、受入れ時間の短縮、土曜受入の廃止など、埋立地の運営管理全体の効率化にもつながってきている。</p>	
19年度以降の方向性・事業の予定			
<p>・自己搬入ごみの受入れ間口の縮小による搬入指導の重点化及び効率化をさらに推進する。（19年度から受入を山口処理場へ一本化する。）</p> <p>・当該事業の効果により、埋立地から排除された可燃物等で清掃工場及び破碎工場の搬入量が増えており、これら施設における搬入物検査体制の強化についても、合わせて検討していく必要がある。</p>			

